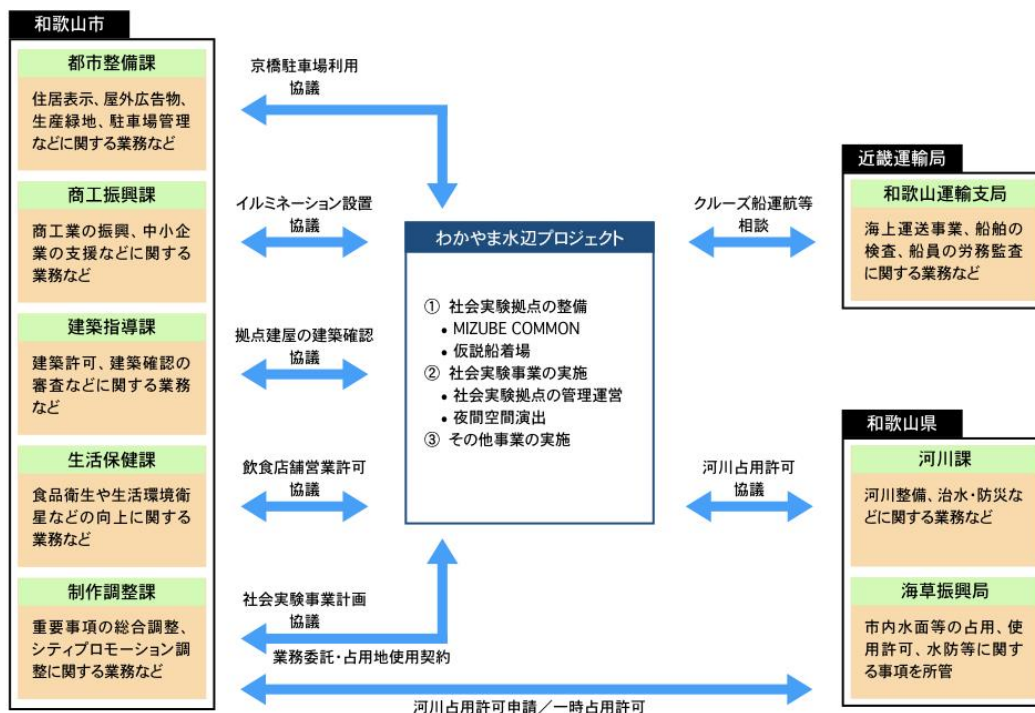


5. 河川管理者との調整業務

社会実験における許認可等取得にあたり、社会実験実施予定地が河川等の公共空間であることから協議に先立ち、実施予定地の管理部署、社会実験の実施内容に沿って関係する法律を所管する担当部署の確認をおこない、調整業務の範囲を整理したい。



図：事業実施における許認可協議等の関係図

5.1. 河川占用許可について

社会実験実施が主に河川区域内となることから、まず市堀川を管理する和歌山県河川課および、実際の維持管理業務を行う和歌山県海草振興局建設部工務課治水グループと社会実験の実施内容を共有したうえで、占用許可に関する詳細と許認可手続きについて、海草振興局と協議調整を進めた。

河川占用に関しては和歌山市の実施事業という点から占用主体を和歌山市とする事で、占用目的の公共性・公益性を担保し、安全管理に関する部分も担保される前提となった。

占用目的は、遊歩道や広場内での建屋やテーブル・椅子などの工作物設置、小型船等の接岸、船舶等への乗降のための棧橋等の設置と電気、排水等の仮設インフラ設置であり、河川管理者とは占用場所とその内容を確認した。

本社会実験では実施主体（事業受託者）が直接実施する社会実験事業のほか、沿川ビルオーナーやテナントオーナーへ本社会実験を活用して河川空間利活用にチャレンジする仕組みを展開する（協調開催事業）ため、占用期間中に新たに占用許可を取得する事があらかじめ予想されたため、追加が予想されるエリアを含める事、占用範囲や占用面積をある程度余

裕を見たものにして、申請する事を容認してくれていた事で、許認可手続きを効率よく行える事ができた。

当初は社会実験期間中に一回程度の占用許可変更申請を行う事を予定していたが、結果的には最初に行った内容の中で対応できた。

本社会実験での河川一時占用が不法占用状態の適正化をはかる受け皿となる事が管理者との協議の中で見出せた事は類似ケースの解消における成果として挙げたい。

5.1.1. 協議フロー

- 1回目：県河川課及び海草振興局担当者との顔合わせ。事業スケジュールと事業概要の説明、占用主体や占用許可期間や利用に関することや安全管理に関する点など今後の協議の要点について管理者と確認した。
- 2回目：海草振興局担当者と社会実験予定地の状況を現地確認。各場所の官民境界の位置確認や利用内容の説明を行った。特に京橋駐車場は駐車場と広場、遊歩道は管理区分が異なることから、この協会についても確認を行った。
- 3回目：海草振興局担当者との事前協議。申請用図面を用意して各占用場所の設置工作物の確認と占用面積算定方法、緊急時の撤去判断基準の確認などを合わせて行った。
- 4回目：海草振興局担当者との事前協議。申請書提出前の書式および添付資料の内容チェック。占用主体となる市より、占用両減免の手続きを行うこと、安全管理面についての追記事項などの指摘を受け、書類が整い次第申請を行うことで、事前協議を完了した。またこのとき協調開催業の一環で行う河川占用許可の追加案件に関する協議も行った。
- 8/28に和歌山市より河川占用許可申請書を提出。
- 9/5に河川占用許可を取得した。(占用期間は9/5～11/30)

5.2. その他調整業務について

本社会実験の実施にあたり、河川管理者以外にも許認可等の手続きが必要と思われるものについて所管部局へのヒアリング協議調整を行った。

5.2.1. 和歌山市建築指導課との協議

京橋駐車場に設置計画した建屋が建築基準法の許可(建築確認)を必要とするか、判断が必要となったため、所管する和歌山市建築指導課と計画内容について、社会実験ということ踏まえ、建築確認不要の仮設建築物となる要件について確認を行った。

協議の結果は「建築物として取り扱わない海水浴場の休憩所等」に準じる仕様であれば建築確認不要の仮設建築物とみなすことが出来ることを確認し、持参計画図面で具体的に要点を確認した。

(根拠：「2013年度版建築確認のための基準総則集団規定の適用事例」)

ただし、設置工作物の構造面など安全性については、自主的に建築基準法に基づき構造計算等の検証を行い安全面の確認を行った。

5.2.2. 和歌山運輸支局との協議

仮設棧橋を使用するクルーズ船の運行を検討するにあたり、和歌山運輸支局にて運行に関する手続き等に関するヒアリングと本社会実験事業の説明を行った。クルーズ船運行および手続き等に関しては、以下の確認を得た。

- 観光遊覧や移動手段として船舶で人の運送をする事業を行おうとする場合は海上運送法の旅客船等運航事業で定める許可や届出の手続きが必要となる。
- 旅客船等運行事業は定期航路事業と不定期航路事業に分かれ、定期航路事業は許可制、不定期航路事業は内容により許可制の事業、届出制の事業に分けられる。届出制の不定期航路事業は事業開始日の30日前までに届出が必要となる。
- 届出制の事業の場合、船着場などの施設（設備）に関する協議は不要だが、許可申請の必要な事業では、事業を行う現地の確認を行う際に、問題なく事業が行えるかどうか、船着場等の確認を行う場合がある。
- 櫓を使って運転する舟は手続きが不要となるため、SUP やカヌーなど非動力系のものは手続き不要で使用できる。
- すでに許可や届出を済ませている事業者が提出している航路以外で運行する場合は、運行計画の変更の届出が必要となる。

以上のヒアリング結果から、今回の社会実験では旅客船運行事業者によるクルーズ事業実施と SUP、カヤック等の日動力船利用を前提とした。

また、社会実験事業の説明を行い、情報共有をはかった。

5.2.3. 和歌山市保健所との協議

社会実験拠点のうち小屋部分については継続して飲食サービスを実施する事業者が決まったことから、飲食店舗として営業利用ができるようにするために和歌山市保健所にて食品衛生法で定められた営業許可を取得するために協議を行い、仮設建築物の内装仕様、給排水等の設備を整えた。

保健所とはこの他イベント利用における飲食店舗の出店に関する許可等についても協議を行った。

以下、協議内容の要点を挙げる。

- 2箇所設置する小屋のうち、片側は継続利用する事業者が決まり、通常の営業利用を前提に保健所との協議を行い、飲食店営業の許可申請を行った。
- 残りの小屋と MIZUBE COMMON のエリア内で行うマルシェイベントについては、許可のない出店者を受け入れる事ができるように、わかやま水辺プロジェクトが露天営業の許可を受けることで協議を進め、許可申請を行った。
- ワカリバ開始前に保健所の担当者による現場確認を受け、申請内容通りに施工できている事を確認し、後日営業許可証を受領した。
- マルシェイベント実施時は事前に露天営業許可証の有無を確認し、許可証がない場合は出店内容を精査し、出店の可否を判断する運用としたが、参加した出店者は全て露天営業許可を受けた事業者であった。